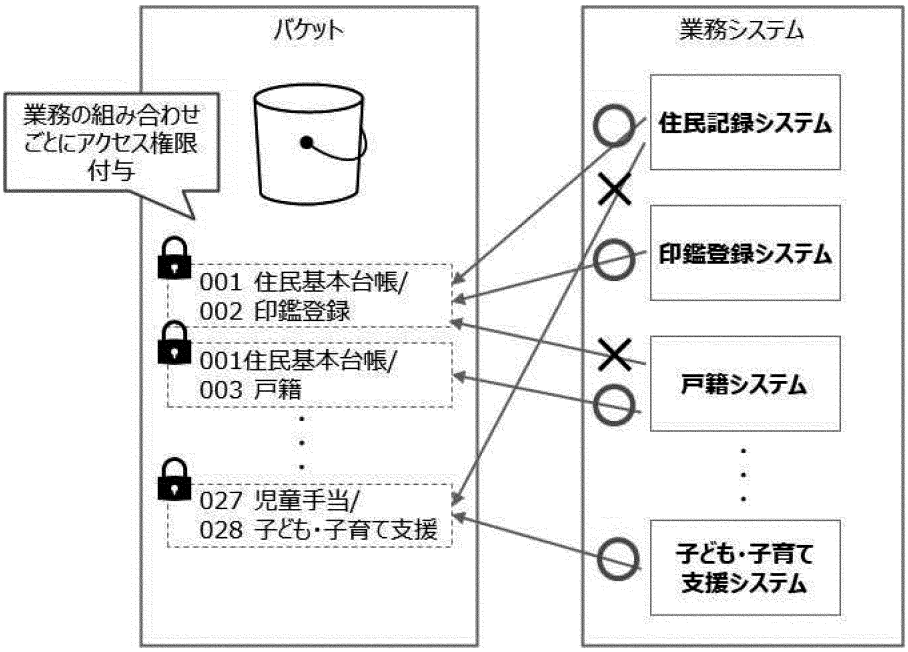


図 2-6　権限管理

3.　ファイルサーバの構築について

3.1. ファイルサーバの構築について

既存システムとの連携等、オブジェクトストレージを利用したファイル連携が困難な場合において、ファイルサーバを構築の上、ファイル連携を行うこと。

当該連携方法を選択する場合は、事業者間において調整することとし、以下の規定に従うこと。

3.2. 連携フォルダについて

①　共通機能を提供する事業者は、ファイルサーバ上に各システムの業務 ID のフォルダを作成すること。

②　共通機能を提供する事業者は、①で作成したフォルダ配下に、ファイル連携を行うシステムのサブフォルダを作成すること。

例）住民記録システムが児童手当システムにファイルを送信する際は、住民基本台帳のフォルダを作成し、当該フォルダ配下に、児童手当のサブフォルダを作成する。